

長浜市都市計画道路見直し方針

概要版

長浜市都市建設部都市計画課

平成28年3月

目 次

1・都市計画道路の見直し背景	2
2・都市計画道路とは	3
3・都市計画道路の役割とは	4
4・長浜市の都市計画道路網の形成経緯	5
5・長浜市の都市計画道路網	6
6・都市計画道路見直しの流れ	8
7・長浜市の道路に関する問題点と課題	9
8・都市計画道路の整備方針	10
9・都市計画道路見直し評価の実施	12
10・都市計画決定変更・整備に向けた課題	22
11・今後の進め方	23

※「都市計画道路路線カルテ」に関わる情報は非公開情報としています。

本都市計画道路見直し(案)では、見直し対象路線ごとに「必要性」と「実現性」の評価を行っています。しかし社会情勢が目まぐるしく変化する中、実現性などの評価に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、評価指標及び路線カルテは意思形成過程の情報として非公開扱いとします。

1・都市計画道路の見直し背景

都市計画道路は、機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像等を踏まえ、都市全体のネットワークの将来の姿として定められるものです。

都市計画道路の多くは、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画されてきました。長浜市の都市計画道路は、平成27年3月31日時点において、全体で18路線、延長約72kmであり、そのうち、約45%（約32km）が整備済、約33%（約24km）が未着手となっています。

しかしながら、計画決定当時とはまちづくりの方向性が大きく変わっていることに加え、今後は人口減少などを背景とした集約型都市構造への転換も求められています。そのため交通の需要や体系を全体的に見直すとともに、都市計画道路の整備の必要性を再検証する必要があります。

長浜市の都市計画道路には、長期にわたり事業未着手の路線や区間があり、これらの路線や区間では都市計画法第53条の建築制限を受け、建物が自由に建設できない状況となっています。

以上のようなことから、平成26年3月に道路分野におけるマスタープランである「長浜市道づくり計画」を策定し、さらにその実行計画として平成27年3月に「長浜市道路整備アクションプログラム」を策定したことをふまえ、都市計画道路の見直しを行うこととしました。

なお都市計画道路の見直しにあたっては、「滋賀県都市計画道路見直し指針（平成19年3月策定）」に基づいた上で、長浜市としての見直しの考え方を加味してまとめました。（※この考え方について、平成26年5月にパブリックコメントを実施しました。）

この上記の考え方に基づいて「必要性」「実現性」の各評価項目を設定し、都市計画道路の各路線について存続・計画の見直し（変更）・廃止を判断しました。



図-1 都市計画道路地福寺神照線（市役所東側）

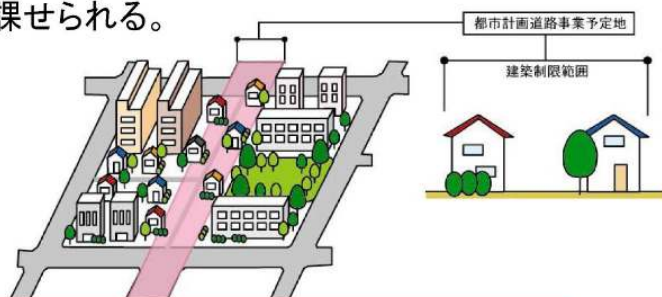
2・都市計画道路とは

都市における道路は、経済の発展や生活の向上をもたらし、今や私たちの生活に自動車はなくてはならないものとなっています。都市計画道路は自動車交通の利用のためだけではなく、様々な機能を持っており、公共性の高い都市の基盤施設として、まちづくりの方向性を決める重要な役割を担っています。

そのため、都市計画道路の区域内では、事業を円滑に進めていくために、下図に示すような一定の建築制限がかけられています。

■ 計画区域内での建築規制(53条規制)

○将来の事業が円滑に実施できるよう、建築について規制が課せられる。



都市施設の計画された区域の中に**一定規模以上の建物が建てられないなどの規制**がかけられる。

(建築が許可されるものの例)

- ①階数が2階以下で地下室が無いもの
- ②木造・鉄骨造りなど移転や撤去が容易なもの

※都市計画法第53条とは…

都市計画決定された都市計画施設(道路・公園等)の区域、または市街地開発事業(市街地再開発事業・土地区画整理事業等)の施行区域では、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限が設けられていることをいいます。

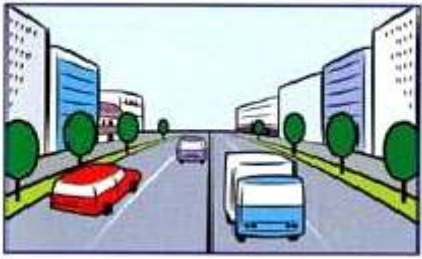
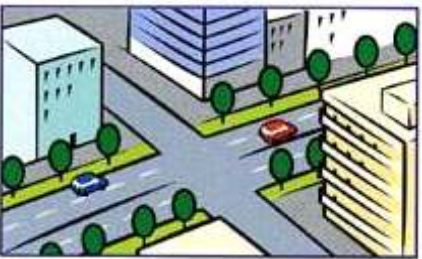
図-2 都市計画道路区域内の建築制限



図-3 都市計画道路のイメージ図

3・都市計画道路の役割とは

都市計画道路は下記のとおり5つの役割を担っています。

	イメージ	役 割
① 交通施設機能		自動車をはじめ自転車・歩行者などの交通網となるとともに、私たちに必要な生活物資などの輸送路としての役割を担っています。
② 都市防災機能		防災空間として火災や地震などの災害発生時に避難通路の確保や火災の延焼防止する防災帯、緊急車両の通行を容易（時間短縮などの効果）にする役割を担っています。
③ 市街地形成機能		都市の骨格を形成し、土地利用の高度化を促すなど、計画的な市街地の構築や都市の発展に大きく影響を与え、沿道の土地利用の高度化を促し、市街地の構築や都市の発展を支える役割を担っています。
④ 施設収容機能		日常生活に密着しているガス、電気、上・下水道などのライフラインを収容する空間ができ、インフラ設備を収容する役割を担っています。
⑤ 環境保全機能		歩道が整備されることにより、散歩など気軽に楽しめるレクリエーションの場として、他の整備計画と併せて、統一感のある景観が形成されます。 また、都市計画道路の整備により、住宅密集地では（道路）空間が生まれることにより、日照時間が増加し、住環境向上の役割を担っています。

4・長浜市の都市計画道路網の形成経緯

長浜市の都市計画道路は昭和15年に中心市街地を中心としたネットワークとして用途地域とともに都市計画決定されたのが始まりです。
その後、都市計画道路の追加や廃止が数度行われ、現在の都市計画道路網が形成されました。
下表に大まかな都市計画道路の決定経緯を示します。

表－1 都市計画道路決定経緯

年代	都市計画道路の決定(策定)内容
昭和15年	中心市街地の骨格となる都市計画道路網の策定 (※現在の都市計画道路網の原型の完成) ・近江長浜虎姫線(旧国道8号) ・長浜駅宮司七条線(駅前通り) ・祇園山階東上坂線(馬車道) など
昭和36年	市街地周辺の都市計画道路網の策定 (※現在の都市計画道路網の礎の完成) ・世継相撲線(湖岸道路の一部) ・長沢西上坂線(県道東上坂近江線) など
昭和44年	都市計画道路を相互に接続し、都市計画道路網の充実を図る ・地福寺神照線(神照地域～市役所前～地福寺地域に至る路線) ・豊公園森線(湖岸道路と国道8号を接続) など
平成18年	長浜駅西口整備にかかる都市計画道路の追加 ・豊公園長浜駅線(湖岸道路から長浜駅西口に至る路線)

5・長浜市の都市計画道路網

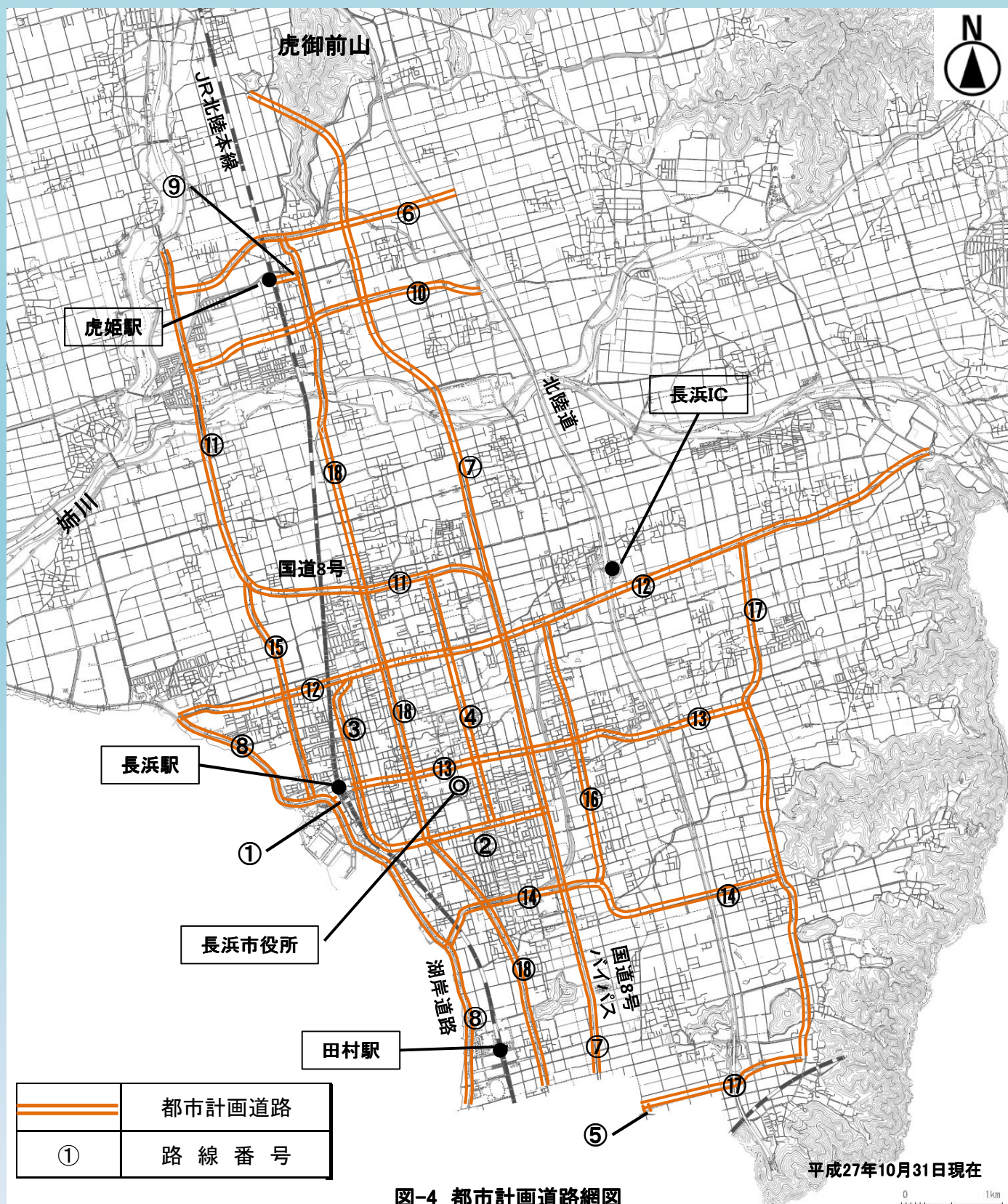


図-4 都市計画道路網図

表－２ 都市計画道路一覧

種別	路線番号		路線名称	路線計画区間		都市計画決定 当初告示日	経過年数 (年)	路線延長 (m)	計画幅員 (m)
長 浜 市 決 定	①	3・3・6	豊公園長浜駅線	公園町	北船町	H18.2.15	9	71	24
	②	3・4・6	長浜駅室線	北船町	室町	S15.5.4	75	2,290	16
	③	3・4・9	北船列見線	北船町	三ツ矢元町	S15.5.4	75	1,190	16
	④	3・4・10	地福寺神照線	地福寺町	神照町	S44.4.17	46	2,560	16
	⑤	3・5・409	顔戸長沢線	加田町	加田町	S48.12.28	41	30	12
	⑥	3・5・601	唐国三川線	三川町	月ヶ瀬町	S48.12.28	41	3,050	12
							－	9,191	
滋 賀 県 決 定	⑦	3・3・1	彦根長浜幹線	中野町	加田町	S48.12.28	41	10,630	26～30
	⑧	3・3・2	世継相撲線	田村町	相撲町	S15.5.4	75	5,620	12～25
	⑨	3・4・1	虎姫停車場線	大寺町	大寺町	S48.12.28	41	250	18
	⑩	3・4・2	酢宮部線	酢	宮部町	S48.12.28	41	3,075	18
	⑪	3・4・3	神照月ヶ瀬線	神照町	月ヶ瀬町	S15.5.4	75	5,870	16～29.5
	⑫	3・4・4	祇園山階東上坂線	相撲町	東上坂町	S15.5.4	75	8,610	18
	⑬	3・4・5	長浜駅宮司七条線	北船町	七条町	S15.5.4	75	4,080	15～16
	⑭	3・4・7	下坂浜本庄線	下坂浜町	本庄町	S44.4.17	46	3,700	18
	⑮	3・4・8	豊公園森線	公園町	森町	S44.4.17	46	2,210	16
	⑯	3・4・11	大戌亥山階線	山階町	大戌亥町	S36.10.5	54	2,660	16
	⑰	3・4・12	長沢西上坂線	西上坂町	加田町	S36.10.5	54	7,050	16
	⑱	3・5・410	近江長浜虎姫線	大寺町	田村町	S15.5.4	75	9,010	12
							－	62,765	－

平成27年10月31日現在

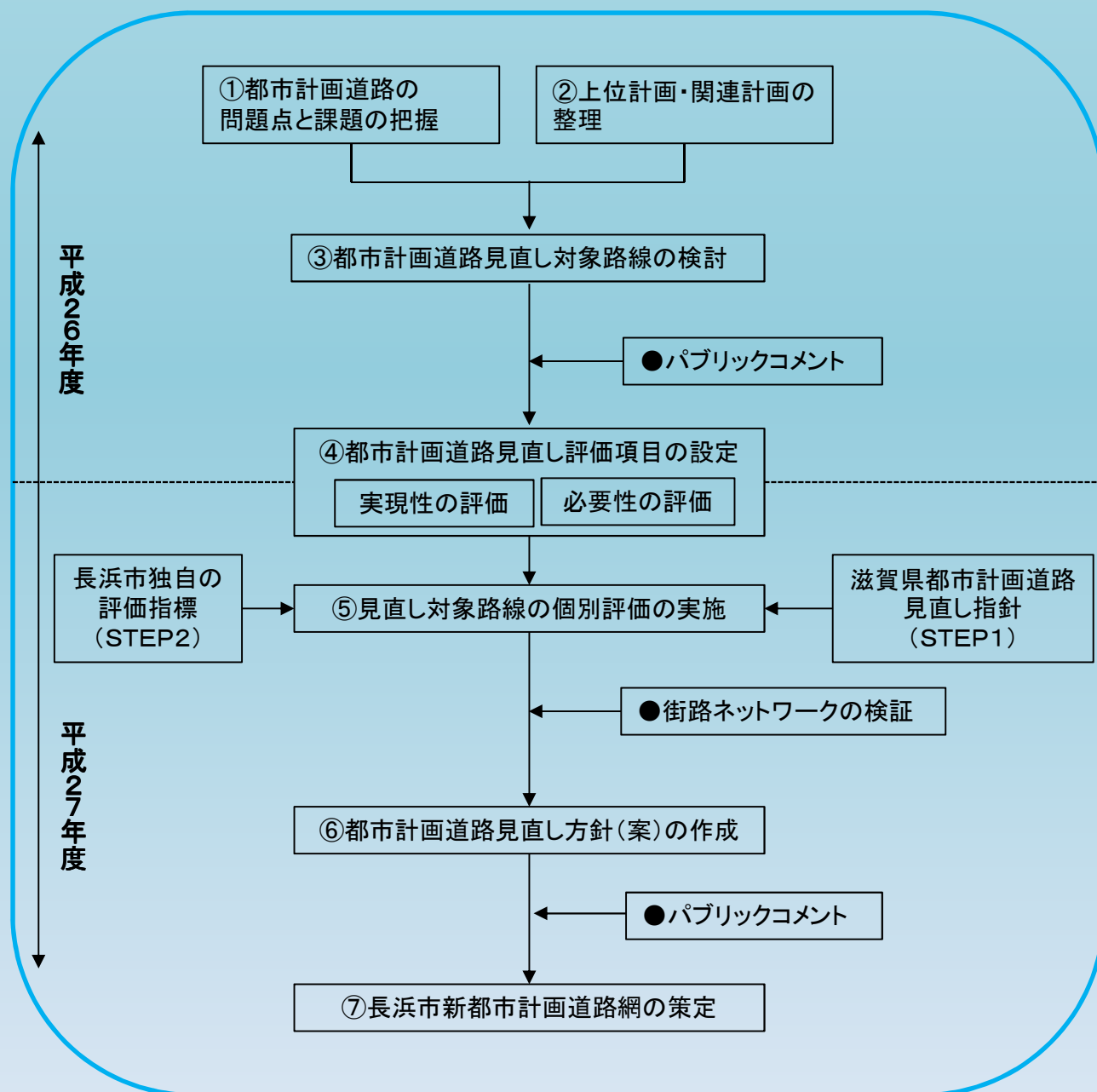
資料：長浜市都市計画課

6・都市計画道路見直しの流れ

見直し対象とした路線・区間は、下図に示すフローに従って評価を実施します。

見直しの流れとしては、まず都市計画道路における問題点・課題の把握、上位・関連計画との整理を行い、見直し対象路線の抽出と見直しの考え方及び評価項目の設定、見直し手法について検討を行います。

続いて、都市計画道路を個々に評価するにあたって2つのSTEPを設定し、まず滋賀県が定める「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づいた評価(STEP1)を行い、次に長浜市の道路特性や地域特性をふまえた市独自の評価指標による評価(STEP2)を実施します。これらの評価結果に対する街路ネットワークの検証をへて、都市計画道路の見直し方針(案)を策定します。



図ー5 都市計画道路見直しのイメージフロー

7・長浜市の道路に関する問題点と課題

(1)社会経済状況の問題

- ①少子高齢化の急激な進展
- ②中心市街地(拠点)における居住人口の減少
- ③中心市街地の脆弱な防災機能
- ④特定施設に一極集中する観光客

(2)道路の問題

- ⑤中心市街地に5.5m以下の狭小幅員道路が多い
- ⑥生活道路を利用する通過交通が多い
- ⑦中心市街地に集中する交通事故危険箇所
- ⑧狭小幅員道路に小学校通学路が指定されている

(3)都市計画道路の問題

- ⑨市道の都市計画道路の整備率が17%台と低い
- ⑩長期未着手の都市計画道路の顕在化
- ⑪未整備路線周辺の交通安全リスク、交通渋滞

■道路整備上の課題■

- ①高齢化に配慮した、安心して移動できる道路空間の再配置
- ②周辺地域から中心市街地への移動、中心市街地から周辺地域への移動、住みやすく定住化を進めていくための道路網の構築、整備
- ③中心市街地での防災機能を併せ持つ道路網の構築、整備
- ④年間190万人が訪れる観光ブランド「黒壁」を活かし、中心市街地の活性化、他の観光施設との回遊を可能とする道路網の構築、整備
- ⑤延焼防止や浸水などを含めた災害時に緊急車両の通行を容易にする道路網の構築、整備
- ⑥国県道などの幹線道路の混雑を抑制するとともに、生活道路に入り込む通過交通を排除する道路網の構築、整備
- ⑦交通事故抑制に向けた道路空間の再配置
- ⑧「通学路等における子どもの安全の確保に関する指針」における「通学路等における安全な環境の整備等」に基づいた道路整備
- ⑨都市計画道路の整備優先順位を決定し、計画的に整備
- ⑩都市計画道路の必要性の見直し検討
- ⑪都市計画道路整備期間まで並行、代替道路の検討を行い、並行、代替道路の安全性を担保し、交通渋滞を抑止

8・都市計画道路の整備方針

滋賀県及び長浜市の上位計画・関連計画との整合を図りつつ、前ページで掲げた道路に関する問題点と課題から都市計画道路の整備方針を定めました。

■上位・関連計画一覧

■滋賀県策定上位・関連計画■



滋賀県道路整備マスタープラン

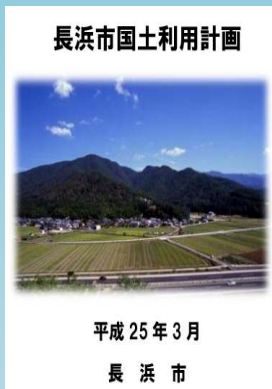


滋賀県道路整備
アクションプログラム2013

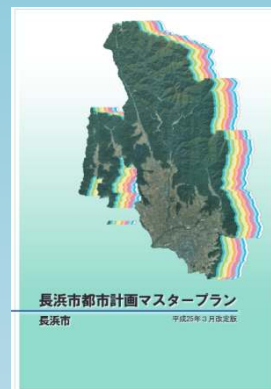
■長浜市策定上位・関連計画■



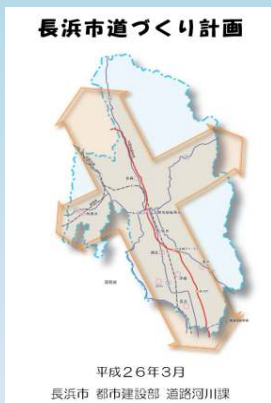
長浜市基本構想



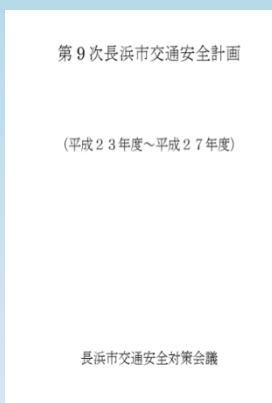
長浜市国土利用計画



長浜市都市計画マスタープラン



長浜市道づくり計画



第9次長浜市交通安全計画



第2期長浜市中心市街地
活性化基本計画

上位・関連計画

道路に関する
問題点と課題

整 理

■上位・関連計画からの都市計画道路の整備方針

●賑わい・活力を創出する道づくり

- ・歴史・文化・観光資源を活かした道
- ・にぎわいのある交流拠点や便利で住み良い住環境を創出する道
- ・地域に住む人々が気軽に集え、親しみを感じられる道

●誰もが安全で使いやすく、人にやさしい道づくり

- ・誰もが使いやすく利用しやすい、人に視点をおいた道
- ・生活道路への通過車両を抑制し、生活環境を向上させるための道
- ・誰もがいつでも 安全・安心・快適に通行できる道

●緊急時の暮らしの安心を高める道づくり

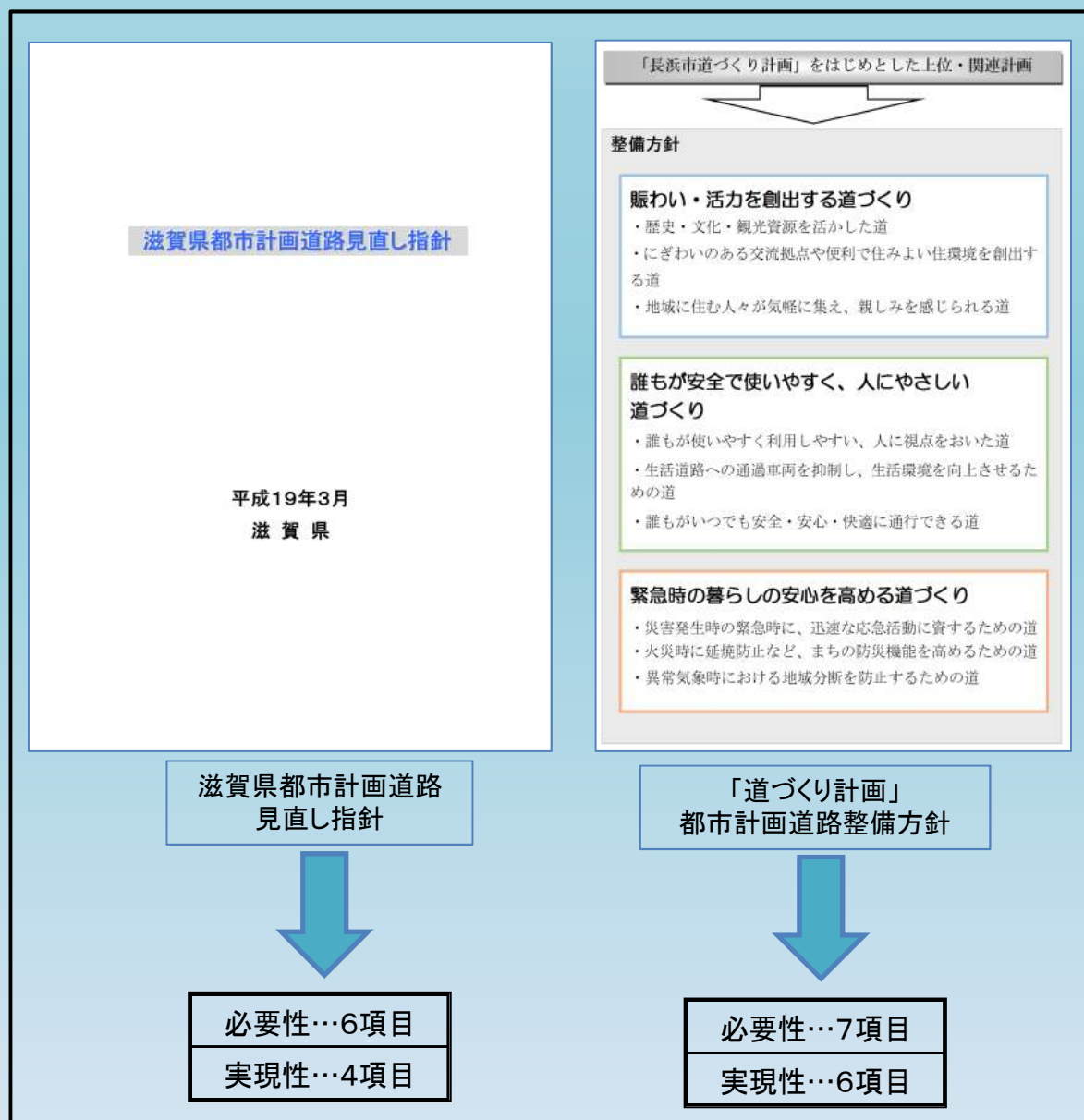
- ・災害発生時の緊急時に、迅速な応急活動に資するための道
- ・火災時に延焼防止など、まちの防災機能を高めるための道
- ・異常気象時における地域分断を防止するための道

9・都市計画道路見直し評価の実施

見直し評価の進め方

見直しのための評価項目を設定するにあたり、「滋賀県都市計画道路見直し指針」で定められている必要性及び実現性の項目と、各々の道路特性や地域特性をふまえた市独自の評価項目を定めました。

評価の実施については、STEP1で「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づいた評価を行い、STEP2で市の道路整備の上位計画「道づくり計画」の整備方針に基づいた市独自の評価項目に基づいた評価を行います。



「必要性」評価項目の設定

STEP1「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づく必要性の評価項目

評価項目
①上位計画での位置付け
②市の関連プロジェクトでの位置付け
③都市計画決定事由、経過
④沿道の建物・土地利用の促進
⑤地域の個性に合わせた風景づくり
⑥防災機能(延焼防止、災害避難路、緊急搬送路)

STEP2 市の道路特性や地域特性をふまえた市独自の必要性の評価項目

評価の視点 (「道づくり計画」からの整備方針)		評価項目
I	賑わい・活力を創出する道	①地域の個性に合わせた風景づくり
		②交流拠点(観光拠点など)へのアクセス
		③産業拠点へのアクセス
II	誰もが安全で使いやすく、 人にやさしい道	④福祉施設などへのアクセス
		⑤安全・安心・快適な通行環境
		⑥生活環境向上のための道路
III	緊急時の暮らしの安心を高める道	⑦防災機能(延焼防止、災害避難路、緊急搬送路)

「実現性」評価項目の設定

STEP1「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づく実現性の評価項目

評価項目
①近傍に同等機能を有する代替可能となる道路がある
②自然的条件が道路建設の支障となっている
③発生集中量が少なく想定される
④事業費用の高騰が懸念される(近年事業費用との比較)

STEP2 市の道路特性や地域特性をふまえた市独自の実現性の評価項目

評価項目
①特種構造物があり、道路建設の支障となっている
②文化財施設(史跡など)が道路建設の支障となっている
③住民の合意形成が困難である
④地域住民の意思統一が困難である
⑤道路構造上の課題が道路建設の支障となっている
⑥建設着手までの期間が30年以上必要、若しくは見通しが立たず建設が困難である

【STEP1】「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づいた各路線(区間)の評価

「滋賀県都市計画道路見直し方針(STEP1)」に基づいた各路線・区間の評価を下図に示すフローに従って行います。

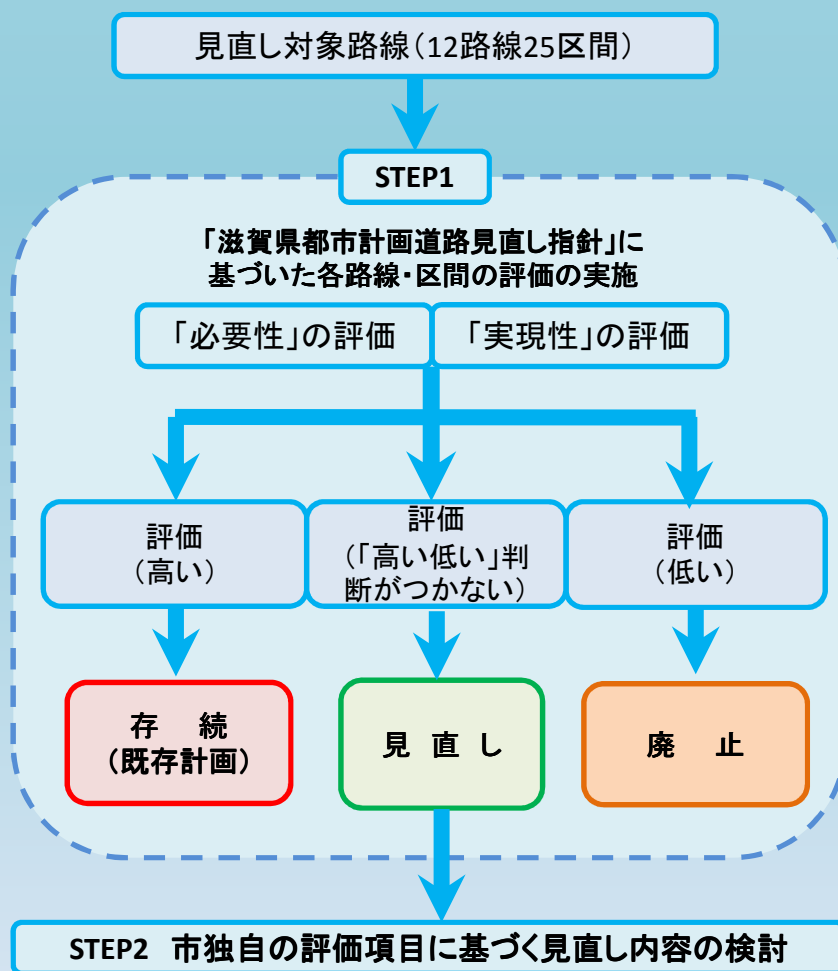
各路線・区間の評価の結果、「必要性が特に高く、実現性が高い」と評価された路線・区間は既存計画での「存続」、必要性、実現性ともに低いと判断がされた路線・区間は都市計画道路としての「位置付けを廃止」とします。

それ以外の判断(必要性、実現性ともに高い、必要性は高く実現性が低い、あるいは必要性は低く実現性が高い)となった路線については、必要性あるいは実現性を高められるかどうかを評価するため、STEP2「市独自の評価項目」を実施し、見直し内容を検討します。

※「都市計画道路路線カルテ」は非公開情報としています。

見直し対象路線ごとに「必要性」と「実現性」の評価を行います。

しかし社会情勢が目まぐるしく変化する中、実現性などの評価に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、カルテは意思形成過程の情報として非公開扱いとしています。



STEP1「評価項目」に基づいた評価フロー

【STEP1】「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づく必要性・実現性の評価項目

滋賀県指針に基づく必要性・実現性の評価項目については、下表のとおりです。

必要性の評価

評価項目	評価項目の具体的内容	該当
①上位計画での位置付け	・県および市の上位計画で位置付けがされている路線・区間	
②市の関連プロジェクトでの位置付け	・土地区画整理事業や市街地再開発事業など市におけるプロジェクト事業に含まれている路線・区間	
③都市計画決定事由、経過	・当初計画された時の目的が、現在も引き続き求められている路線・区間 ・都市計画道路以外に、都市計画施設（下水道・学校・公園など）の整備が予定されている路線・区間	
④沿道の建物・土地利用の促進	・沿道建物や土地利用状況から、まち（地域）づくりの発展や今後の土地利用の促進が見込まれる路線・区間	
⑤地域の個性に合わせた風景づくり	・都市計画マスタープランにおいて緑のネットワーク軸に位置付けがあり、かつ植栽帯が計画されている路線・区間 ・特定景観形成重点区域や広域景観形成重点区域など、景観形成の向上に寄与する路線・区間 ・無電柱化の計画が予定されている路線・区間、若しくは望ましい路線・区間	
⑥防災機能（延焼防止、災害避難路、緊急搬送路）	・県で指定された1次、2次緊急輸送路および市指定の緊急輸送路である路線・区間、または今後、緊急輸送路の指定が望ましい路線・区間	

※該当するものに「該当欄」にチェックを入れる

実現性の評価

評価項目	該当
①近傍に代替え可能となる道路がある	
②自然的条件が道路建設の支障となっている	
③発生集中量が少ないと想定される	
④事業費用の高騰が懸念される（近年事業費用との比較）	

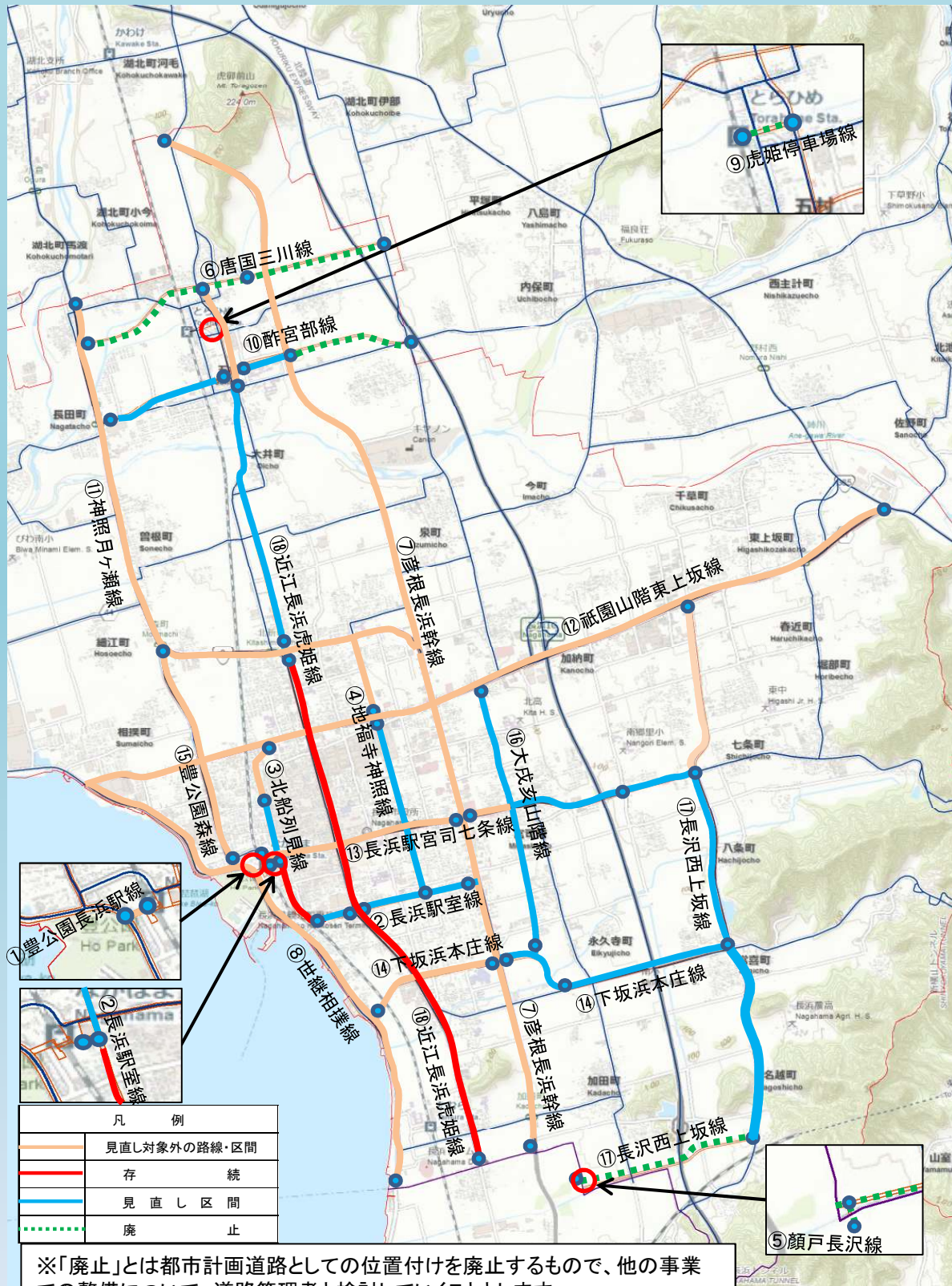
※該当するものに「該当欄」にチェックを入れる

※「都市計画道路見直し評価区分」は非公開情報としています。

社会情勢が目まぐるしく変化する中、必要性・実現性評価に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、本書においては評価区分については非公開扱いとしています。

【STEP1】評価結果

滋賀県指針に基づくSTEP1評価の結果、存続(2路線2区間)、廃止(5路線7区間)となり、残りは計画見直し路線・区間として、STEP2での評価を行います。



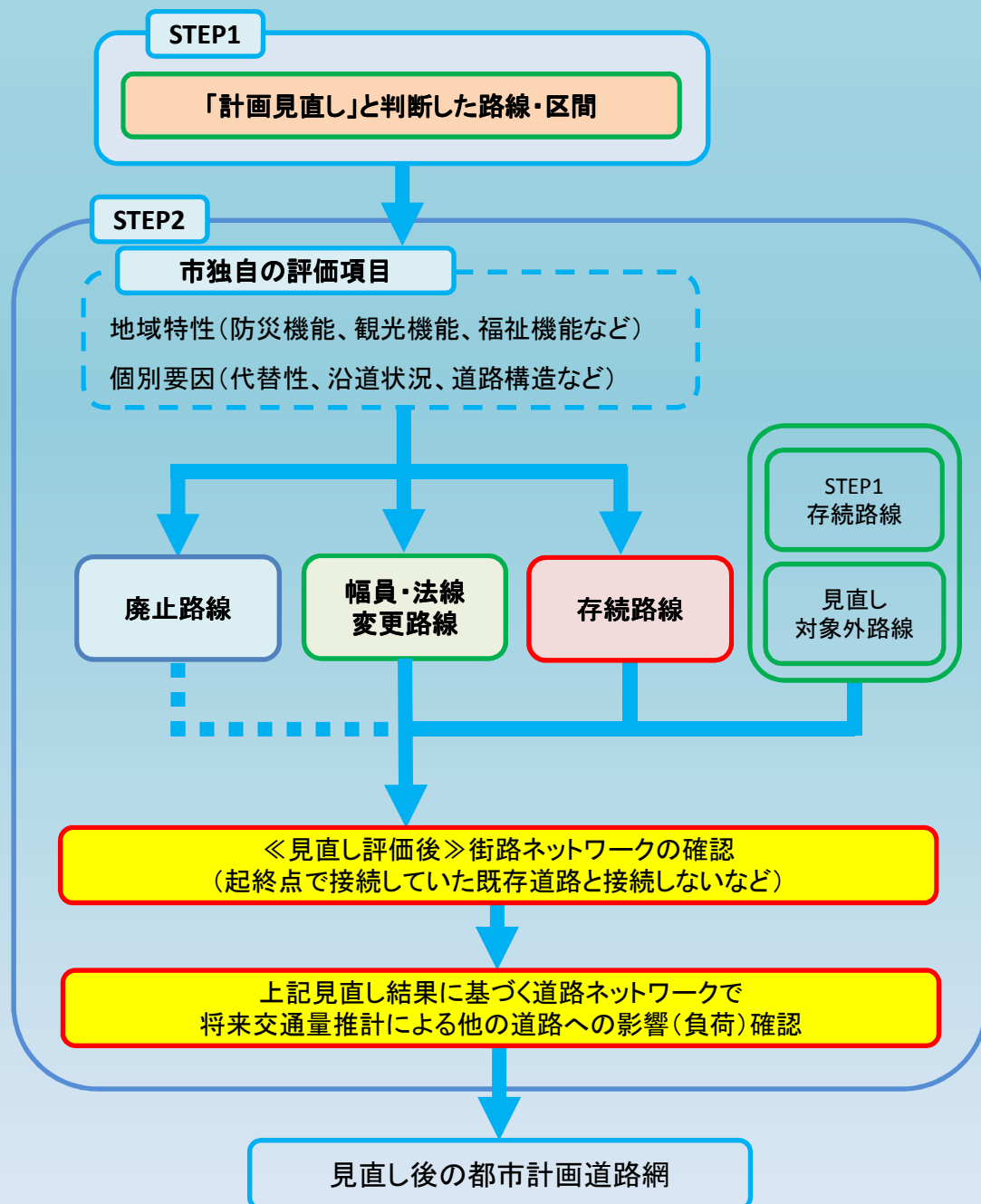
【STEP2】「長浜市独自の評価項目」に基づいた各路線(区間)の評価

STEP1の評価で、「計画の見直しを行う」とした路線・区間について、当該路線・区間における個別要因や地域の実情(地域特性)をふまえた市独自の評価項目を用いて、計画見直しの内容を検討します。

※「都市計画道路路線カルテ」は非公開情報としています。

見直し対象路線ごとに「必要性」と「実現性」の評価を行います。

しかし社会情勢が目まぐるしく変化中、実現性などの評価に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、カルテは意思形成過程の情報として非公開扱いとします。



【STEP2】評価の手法

STEP2では、次頁に示すフローの各評価項目について、該当の有無を検討して見直し内容を決定します。
はじめに、見直し対象路線と極めて代替性のある道路が近傍(概ね500m以内)に整備されている場合は、その道路が街路機能を補っているため「廃止」と判断します。

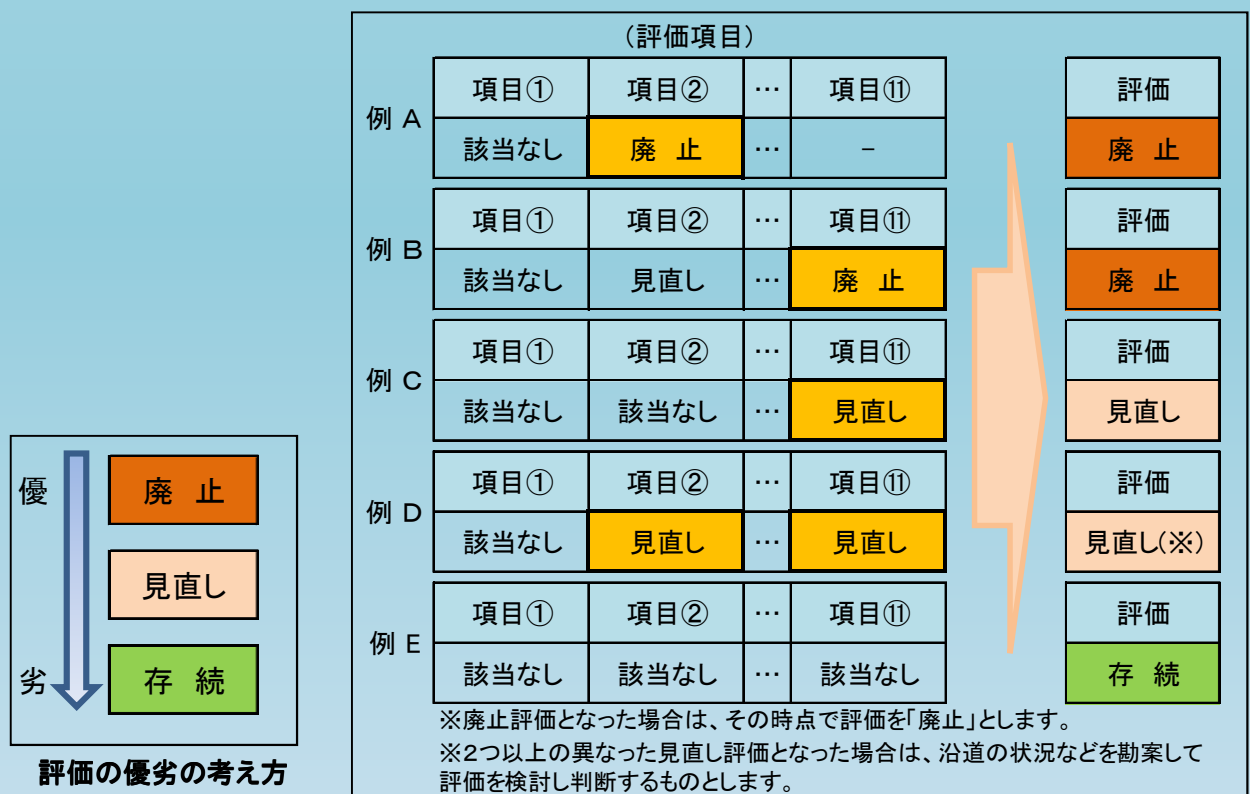
次に、実現性を高めるにあたって問題・課題となる個別の要因(整備状況や道路構造・地形等)の有無を確認します。それぞれ該当する要因について対処可能な場合は、その要因ごとに線形や幅員の「計画変更」を行うと判断します。

一方、要因に対処できない場合は、そもそも整備が困難となるため「廃止」と判断します。

続いて、実現上特に問題がないと判断した路線・区間について、地域の特性をふまえた街路機能(観光支援、福祉支援、街なみ景観、通学路対策等)の有無に関する評価を行い、それぞれの機能が必要と判断した場合、その機能に応じた見直し(線形や幅員の計画変更)を行うと判断します。

最後に交通処理の視点で、対象路線周辺の交通集約が図れると判断できる路線・区間については、それまでの検討結果をふまえて「存続」として判断し、反対に集約が図れない路線・区間は「廃止」と判断します。

なおそれぞれの評価の結果、複数の異なる判断(評価)となった場合の優劣については次のとおりとします。



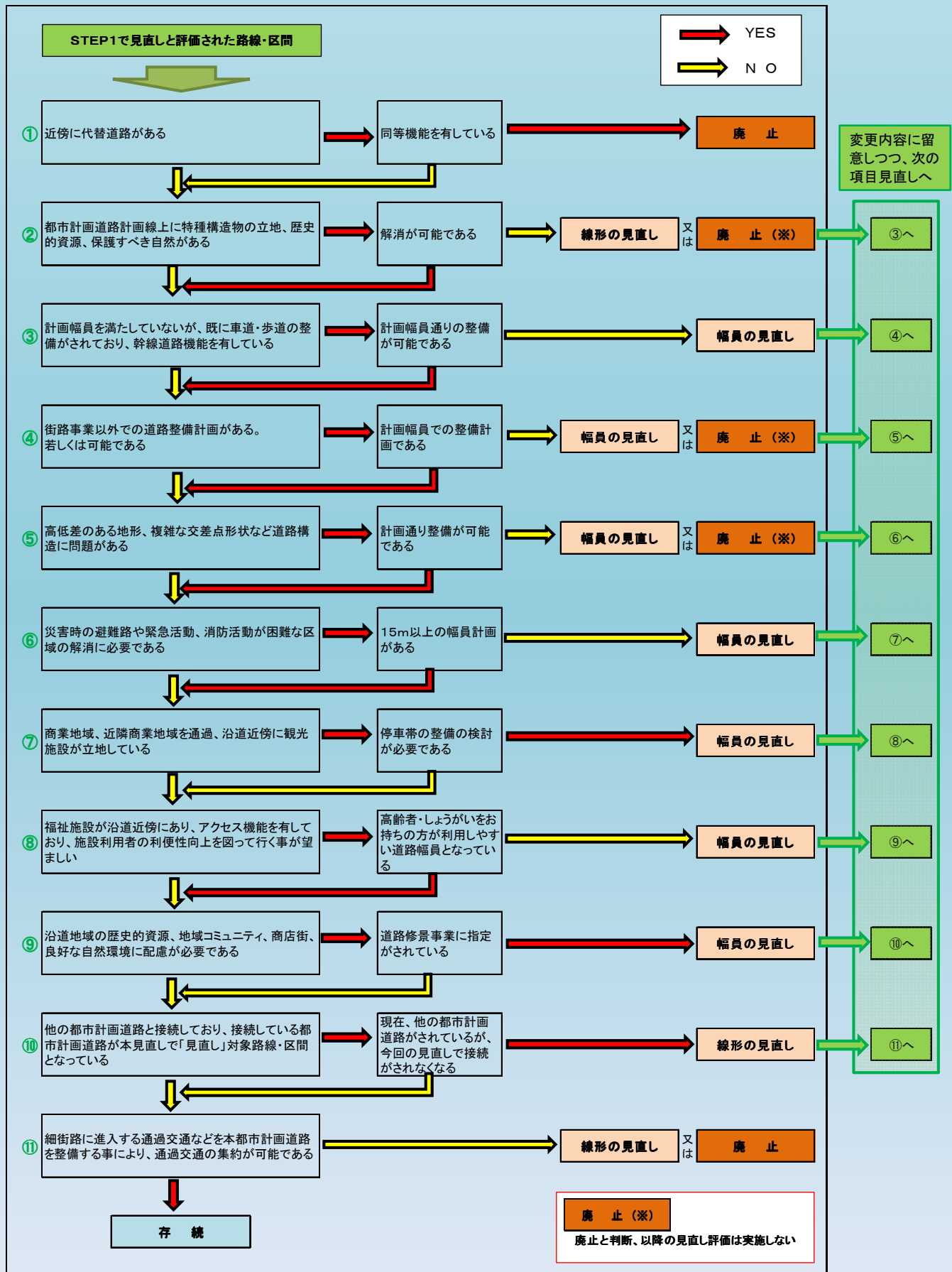
異なった評価(判断)となった場合の考え方

※「都市計画道路見直し評価」の詳細結果は非公開情報としています。

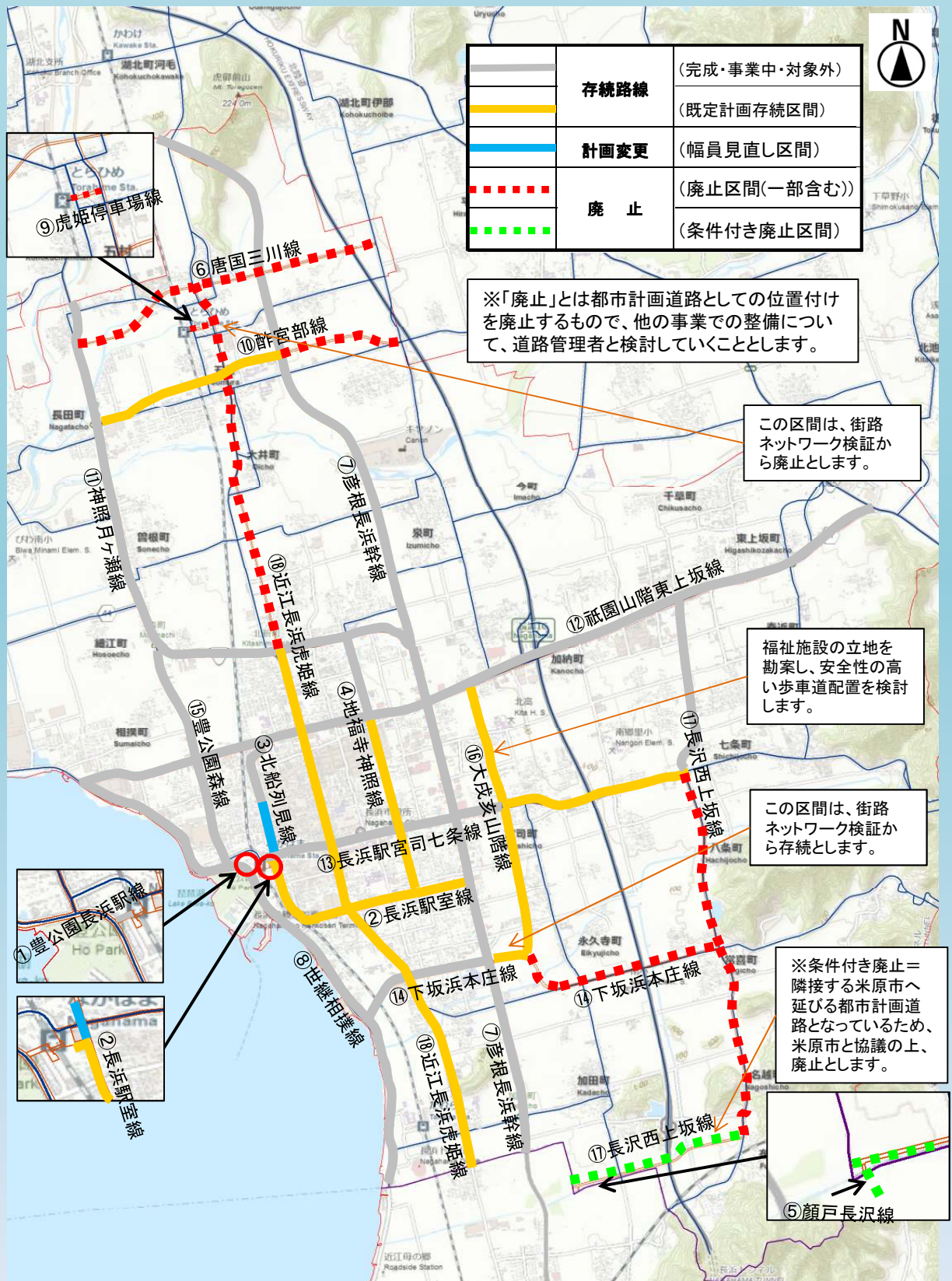
STEP1で「見直し」と評価された路線について、STEP2では「市の独自視点」によるフローに従った評価を行います。

しかし社会情勢が目まぐるしく変化する中、STEP2で策定を行った評価項目に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、各見直し路線の評価過程は意思形成過程の情報として非公開扱いとします。

【STEP2】評価実施フロー



【STEP2】評価結果



見直しの結果「変更」「廃止」と判断された路線の考え方

2つのSTEPによる個別路線評価の結果、「変更」と「廃止」判断された路線について、見直しの考え方（方針）を下記に示します。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
③	北船列見線	北船列見線	計画変更 (幅員見直し)	長浜城跡の外堀や黒壁周辺の趣のある建物が立地しており、本市の観光エントランス機能を持ち合わせているため、歴史的景観にも考慮し、計画幅員を縮小します。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑤	顔戸長沢線	現道なし	条件付き廃止	本区間は、土川に架かる橋梁部分と(都)長沢西上坂線の取付部まで約30mの都市計画道路であり、土地利用の考慮や防災上の整備も必要としないと判断し、廃止とします。 ※本路線のほとんどの区間は米原市域となっており、廃止については米原市との協議をへて行います。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑥	唐国三川線	大寺三川線(一部)	廃止	上位計画や市のプロジェクトへの位置付けがなく、東西の広域幹線軸(国道8号、国道365号、(仮)国道8号バイパス計画)の接続は地域南部に県道があり、順次整備されていること、また狭あい区間は道路事業で拡幅整備予定であるため、廃止とします。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑨	虎姫停車場線	県道虎姫停車場線	廃止	虎姫駅へ向かう自動車交通量が500台/12hと少なく、交通集約が見込みにくいことや、住宅密集地を通過し、事業費の高騰が懸念されることから廃止とします。なお今後は、一般の道路事業等で駅へのアクセス改善を検討していくこととします。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑩	酢宮部線	現道なし	一部区間廃止	本路線のうち、(都)神照月ヶ瀬線と(都)彦根長浜幹線を結ぶ区間は存続としますが、その他の区間は並行する県道の拡幅化が進んでいることから廃止とします。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑭	下坂浜本庄線	一部市道、 県道大野木志賀谷長浜線	一部区間廃止	湖岸道路から国道8号バイパスまでの区間は既に整備済であることから、この区間は存続とします。国道8号バイパス以东の一部区間は、県道大野木志賀谷長浜線の整備が計画されているため、都市計画道路としては廃止とします。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑰	長沢西上坂線	県道東上坂近江線	一部区間廃止 条件付き廃止	本路線のうち(都)祇園山階東上坂線から(都)長浜駅宮司七条線までの区間は整備済であることから存続とします。他の区間は市街化調整区域に属していることや代替道路が整備されていることから廃止とします。 ※米原市に接続する部分については、米原市との協議をへて廃止します。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
⑱	近江長浜虎姫線	県道長浜近江線 県道丁野虎姫長浜線 (一部区間現道なし)	一部区間廃止	本路線の米原市境から国道8号(北新町交差点)までの区間は存続としますが、同交差点以北の区間については、直近に県道が並行しており、代替道路の機能を有することから廃止とします。

※「廃止」と「一部区間廃止」とは都市計画道路としての位置付けを廃止するもので、他の事業での整備について、道路管理者と検討していくこととします。

10・都市計画決定変更・整備に向けた課題

前ページまでの見直し評価結果を受けて、今後、都市計画道路としての位置付けを「廃止」する路線、幅員や線形など何らかの「変更」をする路線の都市計画決定の手続きを行った上で、新たな都市計画道路の整備に向け、整備計画を立案していきます。

そこで、都市計画変更の手続き、整備計画の立案にあたって、課題として留意すべき事項や引き続き検討を行っていく必要がある内容について下記のとおり整理します。

① 都市計画マスタープランとの整合

長浜市では現在、平成22年の市町合併後を反映した都市計画マスタープランを策定(改定)中です。この都市計画マスタープランの中において、長浜市が目指す都市構造の実現に向けた将来道路ネットワークのあり方や基本方針を示します。

都市計画の変更手続きは、都市計画マスタープランで位置付けされた将来道路ネットワーク方針に基づき、今回の見直しで整理を行った各路線の位置付けや役割との整合を図りながら、行っていきます。

●都市計画マスタープランとは…

都市のまちづくりを進めるためには、まちをどのようにして行くのか、計画を作ってすすめる必要があります。都市計画マスタープランとは、これからの都市にふさわしいまちづくりの目標や実現していくための取り組み方針を示したまちづくりの基本的な方針で、市民や事業者の皆さまと行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的としたものです。土地利用の規制・誘導や都市施設の整備などの具体的な都市計画については、これに基づいて進められます。

② 都市計画道路整備の優先順位の検討

長浜市基本構想や長浜市都市計画マスタープランなどの上位計画に掲げられている将来都市像の実現に向け、都市計画道路の受け持つ機能、沿道周辺地域に与える影響(交通量の増加による住環境への影響、地域コミュニティへの影響)を留意しつつ、道路整備による投資効果、住民の理解度などを十分に勘案し、今回見直しを行った未整備都市計画道路の整備優先順位を検討していくものとします。

③ 「廃止」となる都市計画道路の影響の検討

今回の都市計画道路の見直しにおいて都市計画道路としての整備について「廃止」と判断された道路のうち、現在幅員が5.5m以下(2台の車のすれ違い通行が困難)の道路や歩道整備が進んでいない道路については、道路管理者と自動車通行の円滑化や歩行者が安全に通行できる空間整備を進めて行けるように協議を行っていきます。

また一定の幅員で整備されている区間については、道路の維持(補修・修繕)の向上に努めていきます。

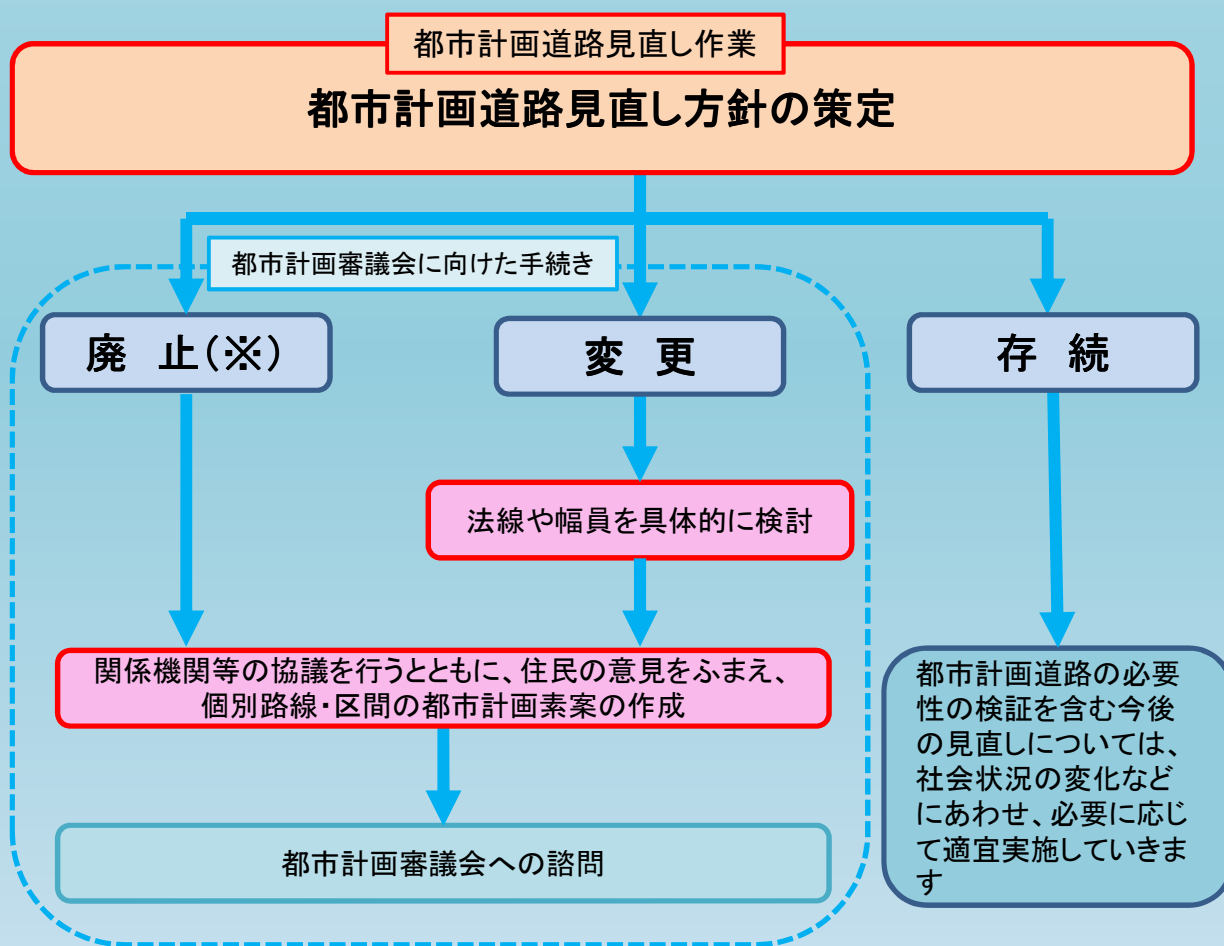
一方、現在計画線上に道路がなく計画線のみが定められている区間については、近傍への道路の有無(上述した狭小幅員道路含む)を考慮しつつ、当該地域全体で道路整備の必要性等について検討していくこととします。

11・今後の進め方

今回の都市計画道路見直し結果により、「廃止」・「変更」と判断したものについては、地域への説明、合意形成を進めながら都市計画変更の手続きを進めていきます。

○「**廃止**」と判断した路線及び区間については、周辺住民等に周知を行い、住民説明会等をふまえて、合意形成が得られた路線について、法に基づく都市計画変更を進めていきます。

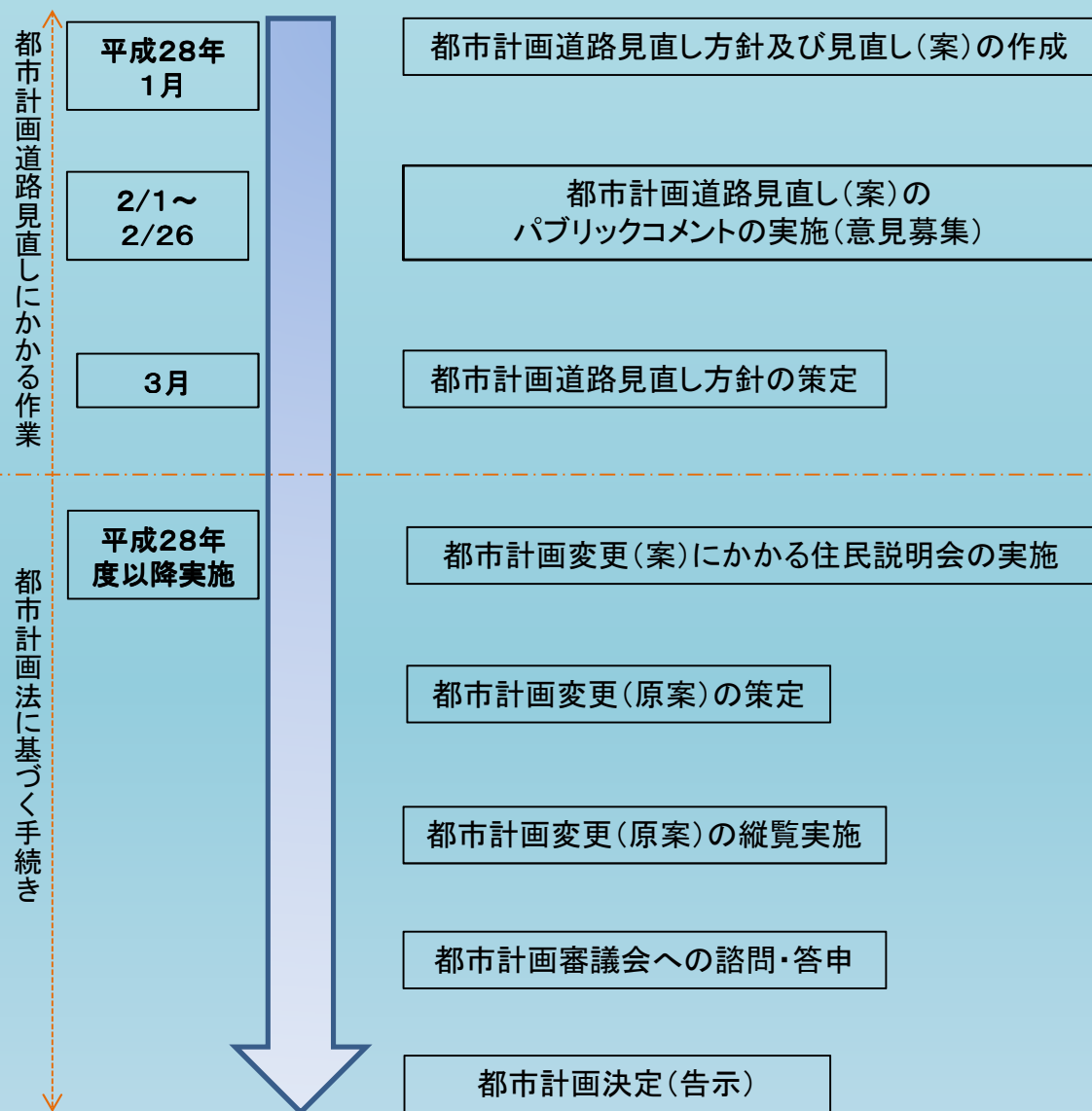
○「**変更**」と判断した路線及び区間については、各路線における将来のまちづくりにおける位置づけ、及び事業実施の見込み等の検討もふまえたうえで、法に基づく都市計画変更を進めていきます。



※廃止と判断された都市計画道路について

現在、現道と重複して都市計画道路が計画されている場合＝引き続き一般道路として維持していきます。
現在、計画線上に道路がない場合＝関係機関（県・市の管理部門）と協議しながら、道路整備の必要性について検討します。

都市計画決定までのスケジュール(予定)



※上記は、概ねのスケジュール予定を示しており、詳細検討・関係機関協議・地元住民説明等の手順をふまえた上で、都市計画審議会への諮問・答申をへて、順次、都市計画変更を進めていくこととします。

●都市計画審議会とは

「長浜市都市計画審議会」は、都市計画法に基づき設置された市長の附属機関で、用途地域等の土地利用に関することや道路・公園等の都市施設、市街地再開発事業、土地区画整理事業など、長浜市の都市計画に関する審議等を行っています。長浜市が定める都市計画は、「長浜市都市計画審議会」の議を経て決定されています。